

< 資料編 >

各様式は、解説編を補足するために網掛けやアンダーライン等を施したものを添付しており、実際に使用するものと異なっていること。

< 目 次 >

	ページ
1 社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律（平成19年法律第125号）（以下「新法」という。）第39条	1
2 新法附則第6条 社会福祉法等の一部を改正する法律（平成28年法律第21号）第5条の規定による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律（平成19年法律第125号）（以下「改正法」という。）附則第6条の2、第6条の3、第6条の4	2
3 社会福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（平成28年厚生労働省令第168号）第3条の規定による改正後の社会福祉士及び介護福祉士施行規則等の一部を改正する省令（平成23年厚生労働省令132号）附則第2条 「介護福祉士養成施設を卒業した者に対する資格取得の特例の取扱いについて」（平成29年4月20日社援発0420第4号 厚生労働省社会・援護局長通知） 3 育児休業等の範囲	3
4 新法第40条第2項第1号、第2号、第3号	4
5 登録申請書様式	5
6 登録証サンプル (1) 介護福祉士試験合格者の登録証サンプル	6
(2) 改正法附則第6条の2第1項による登録証サンプル	7
7 改正法附則第6条の2第1項により新規登録を受けた方のそれ以降の手続き等 (1) 改正法附則第6条の2第1項による登録証と共に試験センターから通知する「資格登録有効期限通知書」	8
(2) 改正法附則第6条の2第1項により新規登録を受けた方が介護福祉士試験に合格又は5年間継続して介護等の業務に従事した場合に試験センターから通知する「資格登録有効期限解除通知書」	9 10
(3) 改正法附則第6条の2第1項により新規登録を受けた方が5年間継続して介護等の業務に従事した場合に提出する「5年間の介護等業務従事届」及び「介護等業務従事証明書」	11 12
(4) 改正法附則第6条の2第2項により介護福祉士登録を失効したときに提出する「資格登録失効届」と試験センターから通知する「資格登録消除通知書」	13 14
8 「介護福祉士養成施設を卒業した者に対する資格取得の特例の取扱いについて」（平成29年4月20日社援発0420第4号 厚生労働省社会・援護局長通知） 1 介護等の業務の範囲	15
9 育児休業又は介護休業する場合に提出する「資格登録有効期限変更届兼〇〇休業取得証明書」と試験センターから通知する「資格登録有効期限変更通知書」	22 23
10 育児休業又は介護休業に後続する休業をする場合に提出する「資格登録有効期限変更届兼〇〇休業に後続する休業取得証明書」と試験センターから通知する「資格登録有効期限変更通知書」	24 25

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年5月26日法律第30号）

新法

第三十九条 介護福祉士試験に合格した者は、介護福祉士となる資格を有する。

（参考）

旧法

第三十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、介護福祉士となる資格を有する。

- 一 学校教育法第九十条第一項の規定により大学に入学することができる者（この号の規定により文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校が大学である場合において、当該大学が同条第二項の規定により当該大学に入学させた者を含む。）であって、文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は都道府県知事の指定した養成施設において二年以上介護福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの
- 二 学校教育法に基づく大学において文部科学省令・厚生労働省令で定める社会福祉に関する科目を修めて卒業した者その他その者に準ずる者として厚生労働省令で定める者であって、文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は都道府県知事の指定した養成施設において一年以上介護福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの
- 三 学校教育法第九十条第一項の規定により大学に入学することができる者（この号の厚生労働省令で定める学校が大学である場合において、当該大学が同条第二項の規定により当該大学に入学させた者を含む。）であって、厚生労働省令で定める学校又は養成所を卒業した後、文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は都道府県知事の指定した養成施設において一年以上介護福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの
- 四 介護福祉士試験に合格した者

社会福祉士及び介護福祉士法の一部を改正する法律（平成19年法律第125号）

附 則

第六条 この法律の施行の際現に第三条の規定による改正前の社会福祉士及び介護福祉士法（以下「旧法」という。）第三十九条各号のいずれかの要件に該当する者は、新法第三十九条の規定にかかわらず、介護福祉士となる資格を有する。

社会福祉法等の一部を改正する法律（平成28年法律第21号）第5条の規定による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律（平成19年法律第125号）

附 則

第六条の二 この法律の施行の日から平成三十四年三月三十一日までの間に新法第四十条第二項第一号から第三号までのいずれかに該当するに至った者（前条の規定により介護福祉士となる資格を有する者を除く。）は、新法第三十九条の規定にかかわらず、当該該当するに至った日（以下「要件該当日」という。）以後要件該当日の属する年度の翌年度の四月一日から起算して五年を経過する日（次項及び次条において「五年経過日」という。）までの間、介護福祉士となる資格を有する。

2 前項の規定により介護福祉士となる資格を有するものとされた者（五年経過日までの間に介護福祉士試験に合格した者を除く。以下「要件該当者」という。）が受けた介護福祉士の登録は、当該要件該当者が五年経過日までの間に介護福祉士試験に合格しなかったときは、五年経過日にその効力を失うものとする。

第六条の三 要件該当者であって、五年経過日までの間に介護福祉士の登録を受けたものが、要件該当日の属する年度の翌年度の四月一日から五年経過日までの間継続して介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第七十二号）附則第十三条第九項の規定により読み替えて適用する同法第五条の規定による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法第二条第二項に規定する介護等の業務に従事した場合には、新法第三十九条及び前条第二項の規定にかかわらず、五年経過日の翌日以後においても、介護福祉士となる資格を有する。

第六条の四 要件該当者であって、附則第六条の二第一項の適用を受ける期間中に育児休業等（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二条第一号に規定する育児休業、同条第二号に規定する介護休業その他これらに準ずるものとして厚生労働省令で定める休業をいう。）をしたものに対する前二条の規定の適用については、同項中「五年を」とあるのは「五年に附則第六条の四に規定する育児休業等の期間（当該期間が五年を超えるときは、五年）を加えて得た期間を」とし、前条中「から五年経過日までの間」とあるのは「から五年経過日までの間（次条に規定する育児休業等の期間を除く。）」とする。

社会福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（平成28年厚生労働省令第168号）第3条の規定による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法施行規則等の一部を改正する省令（平成23年厚生労働省令第132号）附則第2条

（改正法附則第六条の四の厚生労働省令で定める休業）

第二条 社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第二百二十五号）附則第六条の四の厚生労働省令で定める休業は、次に掲げる休業とする。

- 一 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号。次号において「育児・介護休業法」という。）第二条第一号に規定する育児休業に後続する休業であって子の養育をするためにするもの
- 二 育児・介護休業法第二条第二号に規定する介護休業に後続する休業であって同条第四号に規定する対象家族を介護するためにするもの
- 三 災害、疾病その他やむを得ない理由による休業

介護福祉士養成施設を卒業した者に対する資格取得の特例の取扱いについて（平成29年4月20日社援発0420第4号 厚生労働省社会・援護局長通知）

3 育児休業等の範囲

育児休業等の範囲については、改正法附則第6条の4及び改正省令附則第2条に定められているところであるが、災害、疾病その他やむを得ない理由による休業については、以下の場合が該当するものであること。

- ア 労働基準法（昭和22年法律第49号）第65条第1項又は第2項の規定による休業（産前産後休業）をした場合
- イ 業務上負傷し、又は疾病にかかり療養のために休業した場合
- ウ 事業所が災害を受けたため、やむを得ず、事業を休止し、又は廃止したことにより休業した場合
- エ 倒産若しくは事業所の廃止に伴う離職又は解雇（自己の責めに帰すべき重大な理由によるものを除く。）による離職をした場合
- オ その他、やむを得ない理由によるものと認められる場合（個別認定）

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年5月26日法律第30号）

新法

第四十条

第二項 介護福祉士試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、受けることができない。

第一号 学校教育法第九十条第一項の規定により大学に入学することができる者（この号の規定により文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校が大学である場合において、当該大学が同条第二項の規定により当該大学に入学させた者を含む。）であって、文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は都道府県知事の指定した養成施設において二年以上介護福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの

第二号 学校教育法に基づく大学において文部科学省令・厚生労働省令で定める社会福祉に関する科目を修めて卒業した者その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者であって、文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は都道府県知事の指定した養成施設において一年以上介護福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの

第三号 学校教育法第九十条第一項の規定により大学に入学することができる者（この号の厚生労働省令で定める学校が大学である場合において、当該大学が同条第二項の規定により当該大学に入学させた者を含む。）であって、厚生労働省令で定める学校又は養成所を卒業した後、文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は都道府県知事の指定した養成施設において一年以上介護福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの

登録申請書の各欄に記入するときには、HBの鉛筆を使用してください。

資料編 5

網掛け(□)部分にあらかじめ印字されている申請書は、内容に変更又は誤りがなければ、白枠(□)部分に記入する必要はありません。

介護福祉士登録申請書

フリガナ 氏名			性別			
	(姓)	SAMPLE		<input type="checkbox"/> 男	<input type="checkbox"/> 女	
生年月日	<input type="checkbox"/> 大正 <input type="checkbox"/> 昭和	年	月	日	本籍地 (外国の国籍の場合は、その国籍)	
	<input type="checkbox"/> 平成					本籍地 コード
フリガナ 現住所	都道府県					
郵便番号			電話番号 (固定)	(携帯)		
			() -	- -		
資格要件 (社会福祉士及び介護福祉士法) 第39条	<input checked="" type="checkbox"/> 新法	平成29年3月以降に介護福祉士試験に合格した者	養成施設等の名称 (学部名・学科名等)			
	<input type="checkbox"/> 旧法第1号	平成29年3月までに介護福祉士養成施設等(修業年限2年以上)を卒業した者		卒業した年月	平成	年
	<input type="checkbox"/> 旧法第2号	社会福祉に関する科目を修めて大学を卒業後、平成29年3月までに介護福祉士養成施設等(修業年限1年以上)を卒業した者			月	
	<input type="checkbox"/> 旧法第3号	保育士養成施設等又は社会福祉士養成施設等を卒業後、平成29年3月までに介護福祉士養成施設等(修業年限1年以上)を卒業した者		養成施設等コード		
	<input type="checkbox"/> 旧法第4号	平成29年3月までに介護福祉士試験に合格した者		試験に合格した年月		
<input checked="" type="checkbox"/> 新法 改正法の 第6条の2	平成29年2月1日から平成31年3月31日までの間に介護福祉士試験等に合格した者	試験合格証書番号				
その他	(実地研修を終了した喀痰吸引等行為の登録申請) <input type="checkbox"/> 口腔内の喀痰吸引 <input type="checkbox"/> 鼻腔内の喀痰吸引 <input type="checkbox"/> 気管カニューレ内部の喀痰吸引 <input type="checkbox"/> 胃ろう又は腸ろうによる経管栄養 <input type="checkbox"/> 経鼻経管栄養 ※実地研修は、指導看護師等のもと、施設、在宅等における利用者に対し、喀痰吸引等行為を所定の回数以上行うものです。					
	(欠格事由) <input type="checkbox"/> 成年被後見人又は被保佐人 <input type="checkbox"/> 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者 <input type="checkbox"/> 社会福祉士及び介護福祉士法(以下「法」という。)の規定その他社会福祉又は保健医療に関する法律の規定であつて社会福祉士及び介護福祉士法施行令第1条に規定するものにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者 <input type="checkbox"/> 法第32条第1項第2号又は第2項(これらの規定を法第42条第2項において準用する場合を含む。)の規定により登録を取り消され、その取消の日から起算して2年を経過しない者					

- 本籍地コード
- 01 北海道
 - 02 青森県
 - 03 岩手県
 - 04 宮城県
 - 05 秋田県
 - 06 山形県
 - 07 福島県
 - 08 茨城県
 - 09 栃木県
 - 10 群馬県
 - 11 千葉県
 - 12 東京都
 - 13 神奈川県
 - 14 新潟県
 - 15 富山県
 - 16 石川県
 - 17 福井県
 - 18 山梨県
 - 19 長野県
 - 20 岐阜県
 - 21 静岡県
 - 22 愛知県
 - 23 三重県
 - 24 滋賀県
 - 25 京都府
 - 26 大阪府
 - 27 兵庫県
 - 28 奈良県
 - 29 和歌山県
 - 30 鳥取県
 - 31 島根県
 - 32 岡山県
 - 33 広島県
 - 34 山口県
 - 35 徳島県
 - 36 香川県
 - 37 愛媛県
 - 38 高知県
 - 39 福岡県
 - 40 佐賀県
 - 41 熊本県
 - 42 大分県
 - 43 長崎県
 - 44 熊本県
 - 45 大分県
 - 46 鹿児島県
 - 47 沖縄県
 - 48 その他

私は、介護福祉士の登録を受けたいので、上記の事項について、虚偽の記載をせず、かつ、事実を隠ぺいしていないことを誓い、社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第26条において準用する第10条の規定により申請します。

平成 年 月 日

公益財団法人社会福祉振興・試験センター理事長 様

氏名

収入印紙 9,000円分
 はり付けて下さい(複数枚に分けて貼付可)。
 (注1) 消印しないこと。
 (注2) 収入証紙ではありません。

(注) 記載にあたっては「新規登録の手引」を参照してください。 5

第 9999999 号

SAMPLE

介護福祉士登録証

本籍地 ○○県

介 護 太 郎

昭和10年11月22日生

登 録 年 月 日
登 録 番 号
試 験 合 格 年 月

平成30年4月1日
第0000001号
平成30年3月

厚生省令第49号第24条の2第4号
に基づく喀痰吸引等行為

口腔内の喀痰吸引
鼻腔内の喀痰吸引
気管カニューレ内部の喀痰吸引
胃ろう又は腸ろうによる経管栄養
経鼻経管栄養

社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)第42条第1項の
規定により登録したことを証する

平成 年 月 日

指定登録機関

公益財団法人 社会福祉振興・試験センター

理事長

公益財団法人社会福祉振興・試験センターは社会福祉士
及び介護福祉士法第43条第1項の規定により厚生労働大臣が
指定した指定登録機関である

平成 年 月 日

厚生労働大臣

介護福祉士

第 9999999 号

SAMPLE

介護福祉士登録証

本籍地 ○○県

介 護 太 郎

昭和10年11月22日生

平成30年4月1日

第E-000001号

平成30年3月

登 録 年 月 日
登 録 番 号
改正法附則第6条の2第1項該当年月
厚生労働大臣指定研修課程修了
厚生省令第49号第24条の2第4号
に基づく喀痰吸引等行為

口腔内の喀痰吸引
鼻腔内の喀痰吸引
気管カニューレ内部の喀痰吸引
胃ろう又は腸ろうによる経管栄養
経鼻経管栄養

社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)第42条第1項の
規定により登録したことを証する

平成 年 月 日

指定登録機関

公益財団法人 社会福祉振興・試験センター

理事長

公益財団法人社会福祉振興・試験センターは社会福祉士
及び介護福祉士法第43条第1項の規定により厚生労働大臣が
指定した指定登録機関である

平成 年 月 日

厚生労働大臣

SAMPLE社福振試第 ○ 号
平成○年○月○日

○ ○ ○ ○ 様

公益財団法人社会福祉振興・試験センター
理事長 ○ ○ ○ ○**資格登録有効期限通知書**

今般あなたが受けた社会福祉法等の一部を改正する法律（平成28年法律第21号）第5条の規定による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律（平成19年法律第125号）（以下「改正法」という。）附則第6条の2第1項による介護福祉士の登録は、あなたが介護福祉士養成施設を卒業した年度の翌年度の4月1日から起算して5年を経過する日（以下「5年経過日」という。）にその効力を失うことが改正法附則第6条の2第2項で定められています。あなたの介護福祉士の資格登録有効期限は以下のとおりとなりますので通知します。

- 資格登録有効期限：平成○年○月○日
- 介護福祉士の登録がその効力を失ったときはその登録は削除しなければならないと法令で定められています。このためあなたの介護福祉士の登録は平成○年4月1日に削除となりますので、平成○年4月14日まで（消印有効）に「資格登録失効届」を同封の上登録証を（公財）社会福祉振興・試験センター登録部に返納してください。
- 育児休業等をした場合は、速やかに「資格登録有効期限変更届兼○○休業取得証明書」の提出により資格登録有効期限の変更（延期）を届け出てください。
- ただし次の1又は2の方は5年の有効期限が解除され、資格登録有効期限（5年経過日）の翌日以後においても資格登録は有効です。
 - 1 資格登録有効期限（5年経過日）までに介護福祉士試験に合格した方
 - 2 養成施設卒業年度の翌年度の4月1日から5年間継続して介護等の業務に従事し「5年間の介護等業務従事届」及び「介護等業務従事証明書」を提出した方

SAMPLE

社福振試第 ○ 号
平成○年○月○日

○ ○ ○ ○ 様

公益財団法人社会福祉振興・試験センター
理事長 ○ ○ ○ ○

資格登録有効期限解除通知書

あなたが受けた社会福祉法等の一部を改正する法律（平成28年法律第21号）第5条の規定による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律（平成19年法律第125号）（以下「改正法」という。）附則第6条の2第1項による介護福祉士の登録は平成○○年3月31日が資格登録有効期限ですが、第○○回介護福祉士試験合格により、あなたの資格登録有効期限を解除しましたので通知します。

- この通知書をお受け取りになったことによる手続きはありません。
- あなたの改正法附則第6条の2第1項による介護福祉士の登録は資格登録有効期限（5年経過日）の翌日以後も有効です。

資格登録有効期限解除通知書（5年間継続して介護等の業務に従事した場合）

SAMPLE社福振試第 ○ 号
平成○年○月○日

○ ○ ○ ○ 様

公益財団法人社会福祉振興・試験センター

理事長 ○ ○ ○ ○

資格登録有効期限解除通知書

あなたが受けた社会福祉法等の一部を改正する法律（平成28年法律第21号）第5条の規定による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律（平成19年法律第125号）（以下「改正法」という。）附則第6条の2第1項による介護福祉士の登録は平成○○年3月31日が資格登録有効期限ですが、平成○○年4月○○日付で届け出された「5年間の介護等業務従事届」及び「介護等業務従事証明書」により、改正法附則第6条の3に規定されている5年を経過する日までの間継続して介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成23年法律第72号）附則第13条第9項の規定により読み替えて適用する同法第5条の規定による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第2条第2項に規定する介護等の業務に従事した場合であることを確認しあなたの資格登録有効期限を解除しましたので通知します。

- この通知書をお受け取りになったことによる手続きはありません。
- あなたの改正法附則第6条の2第1項による介護福祉士の登録は資格登録有効期限（5年経過日）の翌日以後も有効です。

5年間の介護等業務従事届

5年間の介護等業務従事届

公益財団法人社会福祉振興・試験センター

理事長 ○ ○ ○ ○ 様

私が受けた社会福祉法等の一部を改正する法律（平成28年法律第21号）第5条の規定による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律（平成19年法律第125号）（以下「改正法」という。）附則第6条の2第1項による介護福祉士登録の有効期限を解除していただきたく、改正法附則第6条の3に規定されている5年を経過する日までの間継続して介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成23年法律第72号）附則第13条第9項の規定により読み替えて適用する同法第5条の規定による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第2条第2項に規定する介護等の業務に従事した場合であることを「介護等業務従事証明書」により届け出ます。

平成 年 月 日

氏名

SAMPLE

介護等業務従事証明書
(施設・事業所が記入の上押印)

(証明書作成日) 平成 年 月 日

公益財団法人社会福祉振興・試験センター理事長
○○○○様

法人・施設・事業所 名称及び所在地	〒			法人格コード
代 表 者 (役職・氏名)				職印
電 話 番 号				
証 明 書 作 成 者	所 属 ・ 役 職 等	氏 名		認 印

次の者は、以下のとおり社会福祉士及び介護福祉士法第2条第2項に規定する介護等の業務に従事したことを証明します。

フリガナ 氏 名	SAMPLE			<input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成	年 月 日生			
本人住所	〒							
施設または 事業所名	介護保険の事業所番号または障害福祉サービスの事業所番号(認定コード)							
施設(事業)種類				コード				
職種(職名)				コード				
従業期間※ 及 び	従 業 期 間	平成		年		月		日から
		平成		年		月		日まで
介護等の業務に 従事した日数	従業期間(上記算定開始日から算定終了日までの期間)						日	
	介護等の業務従事日数(上記従業期間のうち)						日	

※ 従業期間中に育児休業、介護休業及び災害、疾病その他やむを得ない理由による休業(厚生労働省社会・援護局長通知(平成29年4月20日社援発0420第4号)に規定されている休業)した場合は、その休業期間を記入してください。

休業	平成	年	月	日から	平成	年	月	日まで	日
休業	平成	年	月	日から	平成	年	月	日まで	日

- (注) 1 従業期間には、介護等の業務に該当する施設(事業)種別・職種で採用した日から資格登録有効期限日までを記入してください。
2 従事日数とは、介護等の業務携わった日数のことです。1日の勤務時間数は問いません。介護等の業務に携わらなかった日数は対象外です。

証明権限を有する代表者の方へ

- 記載内容を訂正する場合は、必ず証明権限を有する代表者の職印で訂正してください。修正液等で訂正したものは証明書として無効になります。

資格登録失効届

資格登録失効届

公益財団法人社会福祉振興・試験センター

理事長 ○ ○ ○ ○ 様

私は、社会福祉法等の一部を改正する法律（平成28年法律第21号）第5条の規定による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律（平成19年法律第125号）附則第6条の2第1項による介護福祉士の登録を受けましたが、同法第6条の2第2項によりその効力を失いましたので介護福祉士登録証を返納します。

平成 年 月 日

氏名 **SAMPLE**

資格登録消除通知書

SAMPLE

社福振試第 ○ 号
平成○年○月○日

○ ○ ○ ○ 様

公益財団法人社会福祉振興・試験センター
理事長 ○ ○ ○ ○

資格登録消除通知書

あなたが受けた介護福祉士の登録は、社会福祉法等の一部を改正する法律（平成28年法律第21号）第5条の規定による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律（平成19年法律第125号）附則第6条の2第2項により資格登録有効期限（5年経過日）である平成○○年3月31日にその効力を失いましたので平成○○年4月1日付でその登録を消除したことを通知します。

なお登録証を返納していない方は、この通知を受け取ってから10日以内に下記の返納先まで登録証を返納してください。

紛失等により登録証を返納できない場合はその旨を記載した顛末書を提出してください。

返納先 〒150-0002
東京都渋谷区渋谷1丁目5番6号
公益財団法人社会福祉振興・試験センター 登録部
電話番号 03-3486-7511

「介護福祉士養成施設を卒業した者に対する資格取得の特例の取扱いについて」
 (平成29年4月20日社援発0420第4号 厚生労働省社会・援護局長通知)

1 介護等の業務の範囲

改正法附則第6条の3に定める介護等の業務の範囲については、「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等について」(昭和63年2月12日社庶第29号厚生省社会局長、児童家庭局長通知。以下「局長通知」という。)及び「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等について(昭和63年2月12日社庶第30号厚生省社会局庶務課長、児童家庭局企画課長通知)に定める介護等の業務の範囲とされています。

2 上記1の介護等の業務の範囲は次の通りです。

児童分野(児童福祉法関係の施設・事業)

施設・事業種類	職種
知的障害児施設 自閉症児施設 知的障害児通園施設 盲児施設 ろうあ児施設 難聴幼児通園施設 肢体不自由児施設 肢体不自由児通園施設 肢体不自由児療護施設 重症心身障害児施設 重症心身障害児(者)通園事業 肢体不自由児施設又は重症心身障害児施設の委託を受けた指定医療機関(国立高度専門医療研究センター及び独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関であって厚生労働大臣の指定するもの) 児童発達支援 放課後等デイサービス 障害児入所施設 児童発達支援センター	保育士 介助員 看護補助者 指導員(児童発達支援)(ただし、注意事項(1)のア・イに掲げる者に限る) 児童指導員(ただし、注意事項(2)のアに掲げる者に限る) 障害福祉サービス経験者(放課後等デイサービス)(ただし、注意事項(1)のア・イ及び(3)のイに掲げる者に限る) など入所者の保護に直接従事する職員
保育所等訪問支援	訪問支援員

注意事項

(1)「指導員」について

- ア 上表の「施設・事業の配置基準」などで「介護職員」が置かれている場合、対象になりません。
- イ 上表の「施設・事業」で、業務分掌表上、介護等の業務を行うことが明記されていて「主たる業務が介護等の業務」である場合、対象になります。

(2)「児童指導員」について

- ア 上表の「施設・事業」で、「保育士」で採用され、その後「児童指導員」となり引き続き従前と同じ内容の業務に従事している方に限り、対象になります。

(3)「障害福祉サービス経験者」について

- ア 「障害福祉サービス」とは、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）」第5条第1項に規定する障害福祉サービスです。
- イ 高等学校の卒業者等であって、2年以上障害福祉サービスに係る業務に従事した方に限り、対象になります。

障害者分野（障害者総合支援法関係の施設・事業）

施設・事業種類	職種
短期入所 障害者支援施設 療養介護 生活介護 児童デイサービス 共同生活介護（ケアホーム） 共同生活援助（グループホーム） 自立訓練 就労移行支援 就労継続支援 知的障害者援護施設（知的障害者更生施設・知的障害者授産施設・知的障害者通勤寮・知的障害者福祉工場） 身体障害者更生援護施設（身体障害者更生施設・身体障害者療護施設・身体障害者授産施設・身体障害者福祉工場） 福祉ホーム 身体障害者自立支援 日中一時支援 生活サポート	介護職員 介助員（盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業） 寮母 次の5職種は注意事項（1）の ア・イを満たした方が対象になります。 ◆保育士（児童デイサービス） ◆生活支援員 ◆指導員（児童デイサービス・地域活動支援センター） ◆精神障害者社会復帰指導員（精神障害者社会復帰施設） ◆世話人（共同生活介護・共同生活援助） などのうち、主たる業務が介護等の業務である者（サービス管理責任者としての業務は対象となりません。）

<p>経過的デイサービス事業 盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業 訪問入浴サービス 地域活動支援センター 精神障害者社会復帰施設（精神障害者生活訓練施設・精神障害者授産施設・精神障害者福祉工場） 在宅重度障害者通所援護事業（日本身体障害者団体連合会から助成を受けている期間に限る） 知的障害者通所援護事業（全日本手をつなぐ育成会から助成を受けている期間に限る）</p>	
<p>居宅介護 重度訪問介護 行動援護 同行援護 移動支援事業</p>	<p>訪問介護員 ホームヘルパー ガイドヘルパー など主たる業務が介護等の業務である者（サービス提供責任者としての業務は対象となりません。）</p>

注意事項

(1) 「◆印の5職種について」について

- ア 上表の「施設・事業の配置基準」などで「介護職員」が置かれている場合、対象になりません。
- イ 上表の「施設・事業」で、業務分掌表上、介護等の業務を行うことが明記されていて「主たる業務が介護等の業務」である場合、対象になります。

高齢者分野（老人福祉法・介護保険法関係の施設・事業）

施設・事業種類	職種
<p>第1号通所事業</p> <p>老人デイサービスセンター</p> <p>指定通所介護（指定療養通所介護を含む）</p> <p>指定地域密着型通所介護</p> <p>指定介護予防通所介護</p> <p>指定認知症対応型通所介護</p> <p>指定介護予防認知症対応型通所介護</p> <p>老人短期入所施設</p> <p>指定短期入所生活介護</p> <p>指定介護予防短期入所生活介護</p> <p>養護老人ホーム</p> <p>特別養護老人ホーム</p> <p>指定介護老人福祉施設</p> <p>指定地域密着型介護老人福祉施設</p> <p>軽費老人ホーム</p> <p>ケアハウス</p> <p>有料老人ホーム</p> <p>指定小規模多機能型居宅介護</p> <p>指定介護予防小規模多機能型居宅介護</p> <p>指定複合型サービス</p> <p>指定訪問入浴介護</p> <p>指定介護予防訪問入浴介護</p> <p>指定認知症対応型共同生活介護</p> <p>指定介護予防認知症対応型共同生活介護</p> <p>介護老人保健施設</p> <p>指定通所リハビリテーション</p> <p>指定介護予防通所リハビリテーション</p> <p>指定短期入所療養介護</p> <p>指定介護予防短期入所療養介護</p> <p>指定特定施設入居者生活介護</p> <p>指定介護予防特定施設入居者生活介護</p> <p>指定地域密着型特定施設入居者生活介護</p> <p>サービス付き高齢者向け住宅</p>	<p>介護職員</p> <p>支援員（養護老人ホームのみ）</p> <p>など主たる業務が介護等の業務である者</p>

第 1 号 訪 問 事 業 指定 訪 問 介 護 指定 介 護 予 防 訪 問 介 護 指定 夜 間 対 応 型 訪 問 介 護 指定 定 期 巡 回 ・ 随 時 対 応 型 訪 問 介 護 看 護	訪 問 介 護 員 ホ ー ム ヘ ル パ ー （ サ ー ビ ス 提 供 責 任 者 と し て の 業 務 は 対 象 と な り ま せ ン 。 ）
---	---

注意事項

- (1) 「第 1 号 訪 問 事 業」、「第 1 号 通 所 事 業」は、旧「指定 介 護 予 防 訪 問 介 護」、旧「指定 介 護 予 防 通 所 介 護」に係る基準の例による基準に従って事業を実施するもので、「事業者指定」を受けているものが対象となります。

その他の分野

生活保護法関係の施設

施設・事業種類	職種
救護施設 更生施設	介護職員 など主たる業務が介護等の業務である者

その他の社会福祉施設等

施設・事業種類	職種
地域福祉センター 隣保館デイサービス事業 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園 ハンセン病療養所 原子爆弾被爆者養護ホーム 原子爆弾被爆者デイサービス事業 原子爆弾被爆者ショートステイ事業 労災特別介護施設	介護職員 など主たる業務が介護等の業務である者
原爆被爆者家庭奉仕員派遣事業	原爆被爆者家庭奉仕員
家政婦紹介所（個人の家庭において、介護等の業務を行う場合に限る）	家政婦

注意事項

「ハンセン病療養所」の看護補助者のうち、空床時のベッドメイキングや検体の運搬など間接的な業務のみに従事する方は対象とはなりません。

病院または診療所

施設・事業種類	職種
病院 診療所	介護職員 看護補助者 看護助手 など主たる業務が介護等の業務である者

注意事項

病院または診療所の看護補助者のうち、空床時のベッドメイキングや検体の運搬など間接的な業務のみに従事する方は対象とはなりません。

介護等の便宜を供与する事業

施設・事業種類	職種
地方公共団体が定める条例・実施要綱等に基づく事業 介護保険法の基準該当居宅・介護予防サービス（指定事業所は除く） 障害者総合支援法の基準該当障害福祉サービス（指定事業所は除く） 以下の各サービスに準ずる事業 非営利法人が実施する介護保険法の指定（基準該当）居宅、第1号訪問事業、第1号通所事業、指定（基準該当）介護予防、指定地域密着型、指定地域密着型介護予防の各サービスまたは障害福祉サービス事業	介護職員 訪問介護員 など主たる業務が介護等の業務である者

注意事項

(1) 上表の介護保険法・障害者総合支援法の基準該当以外の事業には、対象になる条件があります（次の条件すべてに該当する必要があります）。

ア 事業の種類	対象者が「高齢者」「障害児・障害者」である。
イ 実施要綱・条例・定款等	「高齢者」「障害児・障害者」「福祉に関する・・・」等の記載がある。
ウ 事業目的・事業概要	介護等の業務を行うことが明記されている。
エ 職種	業務分掌上「介護職員」「訪問介護員」等として配置され、主たる業務が介護等の業務である。

次に掲げる職種は、対象とはなりません

1 「人員配置基準」「運営要綱」等に示された、主たる業務が介護等の業務と認められない職種

- ・ 生活相談員、支援相談員等の相談援助業務を行う職種
- ・ 専ら相談援助業務を行う生活支援員
- ・ 児童指導員（「保育士」で採用され、その後「児童指導員」となり引き続き従前と同じ内容の業務に従事している方を除く）
- ・ 医師、看護師、准看護師
- ・ 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等の機能訓練担当職員（当該業務を補助する方を含む）
- ・ 心理指導担当職員、作業指導員、職業指導員
- ・ 事務員、介護支援専門員、調理員、栄養士、計画作成担当者、福祉用具専門相談員

2 主たる業務が介護等の業務でないことが明確な職種

例：相談員、警備員、運転手、用務員、清掃員、あん摩マッサージ指圧師、法人代表者（理事長、代表取締役）

※ 施設長または事業所の長が、介護等の業務を兼務している場合、介護等の業務に従事した期間と日数に限り対象となります。

資格登録有効期限変更通知書

SAMPLE

社福振試第 ○ 号
平成○年○月○日

○ ○ ○ ○ 様

公益財団法人社会福祉振興・試験センター
理事長 ○ ○ ○ ○

資格登録有効期限変更通知書

あなたから平成○年○月○日付で提出された「資格登録有効期限変更届兼○○休業取得証明書」について、以下のとおり資格登録有効期限を変更したので通知します。

変更後の資格登録有効期限：平成○年○月○日

(変更前の資格登録有効期限：平成○年○月○日)

資格登録有効期限変更通知書

SAMPLE

社福振試第 ○ 号
平成○年○月○日

○ ○ ○ ○ 様

公益財団法人社会福祉振興・試験センター
理事長 ○ ○ ○ ○

資格登録有効期限変更通知書

あなたから平成○年○月○日付で提出された「資格登録有効期限変更届兼○○休業に後続する休業取得証明書」について、以下のとおり資格登録有効期限を変更したので通知します。

変更後の資格登録有効期限：平成○年○月○日

(変更前の資格登録有効期限：平成○年○月○日)